

令和5年度 定例監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による監査を氷見市監査基準に基づき実施しました。

1 監査の対象及び期間

監査対象	監査期間
市民部	令和5年9月1日から9月29日まで
企画政策部	令和5年10月2日から10月31日まで
総務部 会計課 選挙管理委員会事務局 南中財産区、南下財産区	令和5年11月1日から11月30日まで
建設部 土地開発公社	令和5年12月1日から12月28日まで
産業振興部 農業委員会事務局	令和6年2月1日から2月29日まで

2 監査の範囲

前年度監査終了時から監査開始の約1カ月前までに執行された所掌事務事業

3 監査の着眼点

監査対象所管の財務に関する事務、その他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、過去の指摘事項、重点事業の執行等に留意して監査を実施しました。

4 実施内容

事務事業の実施状況及び予算の執行状況等について関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施しました。

なお、産業振興部は、主に市から交付する補助金等の事務の執行状況について、関係職員から説明を聴取し監査を実施しました。

5 監査の結果

監査事項は、概ね適正に執行されているものと認められました。

また、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による小・中学校及び義務教育学校定例監査を氷見市監査基準に基づき実施しました。

1 監査の対象及び期間

監査対象	監査期間
小学校 比美乃江小学校 宮田小学校 窪小学校 十二町小学校	令和5年6月1日から6月30日まで
中学校 南部中学校 十三中学校	
義務教育学校 西の杜学園	

2 監査の範囲

令和4年度における事務及び事業の執行全般

3 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、薬品及び備品の管理、学校施設の安全管理及び学校内の危機管理が適正であるかに主眼を置き監査を実施しました。

4 実施内容

財務事務等の執行状況、学校施設の安全状況及び危機管理状況等について関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施しました。

5 監査の結果

監査事項は、概ね適正に執行されているものと認められました。